

企画政策課

☎ 定住推進係 (222・223)

空き家等リフォーム促進補助事業について

町内にある空き家を利活用するために修繕等をおこなった場合、改修に要した経費の一部を助成します。令和7年度から、個人に加え法人も申請者となることができます。

補助対象物件	● 町内にある住宅で、2か月以上継続して居住していない築10年以上経過した個人住宅又は併用住宅、附属家 ※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。
補助要件	次に掲げる要件すべてに該当すること 1. 市区町村民税等に滞納がないこと 2. 申請年度内に改修工事が完了すること 3. 町内の建築業者等(個人事業主を含む)に発注すること 4. 改修等に要する経費が30万円以上であること 5. 町、県及び国が行う他の補助制度の対象とならないこと 6. 改修後、賃貸や売却(※)のほか自己又は親族等が居住するなど活用すること ※賃貸や売却に当たっては、「大崎町空き家等バンク制度」に登録する必要があります。
補助対象経費	● 家財道具等の運搬及び廃棄に要する経費 ● 住宅の機能回復又は向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費 ※直接居住に要しない部分(倉庫や外構、店舗部分など)の改修や備品の購入などは対象となりません。
補助金額	改修工事が補助対象経費の2分の1以内で200万円を限度とします。改修工事を伴わず住宅家財の処分、清掃等のみをおこなう場合は補助対象経費の10分の10で30万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。
申請時期	改修工事の着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理できません。

企画政策課

☎ 定住推進係 (222・223)

移住応援支援事業について

令和7年4月1日以降、本町に移住し、就労している方に移住応援支援金を支給します。

対象者	転入日の前3年以内に、鹿屋市・垂水市・志布志市・曾於市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町・大崎町にお住まいでなく、令和7年4月1日以降に転入し7年以上大崎町に定住する方で ①45歳以下で正社員等として6か月以上雇用されている方 ②45歳以下で6か月以上事業等を営んでいる方 のいずれかの方
支援金額	①対象者1人につき50万円 ②高校生までの世帯員1人につき50万円を加算 支援金上限額は、1世帯200万円となります。